

## 【注記事項】

### 1 重要な会計方針

#### (1) 有形固定資産の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産……………取得原価  
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
  - ア 昭和59年度以前に取得したもの……………再調達原価
  - イ 昭和60年度以後に取得したもの  
取得原価が判明しているもの……………取得原価  
取得原価が不明なもの……………再調達原価

#### (2) 有形固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法  
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	38年
物品	4～17年

#### (3) 引当金の計上基準及び算定方法

- ① 徴収不能引当金  
未収金、長期延滞債権ともに、個別に回収可能性を検討し、徴収不能見込額を計上しています。
- ② 退職手当引当金  
退職手当債務から京都府市町村職員退職手当組合への加入時以降の負担金の累計額から既に当組合職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、京都府市町村職員退職手当組合における積立金額の運用益のうち当組合へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。
- ③ 賞与等引当金  
翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

#### (4) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）  
なお、現金には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

#### (5) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

- ① 物品及びソフトウェアの計上基準  
物品については、取得価額又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。

## 2 追加情報

### (1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

- ① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。  
一般会計
- ② 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。
- ③ 百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

### (2) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

- ① 固定資産等形成分  
固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。
- ② 余剰分（不足分）  
純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

### (3) 資金収支計算書に係る事項

#### ① 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	546 百万円	491 百万円
差額	△ 43 百万円	44 百万円
資金収支計算書	503 百万円	535 百万円

収入（歳入）の差額は、地方自治法第233条第1項に基づく歳入歳出決算書では「繰越金」が含まれるのに対し、資金収支計算書では含まれないことによるものです。

支出（歳出）の差額は、平成29年度決算の実質収支のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額（基金積立金支出）が、地方自治法第233条第1項に基づく歳入歳出決算書では含まれていないのに対し、資金収支計算書では含まれることによるものです。

#### ② 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書の業務活動収支	57 百万円
減価償却費	△ 50 百万円
未収債権額の増加（減少）	0 百万円
賞与等手当引当金繰入額（増減額）	△ 1 百万円
退職手当引当金繰入額（増減額）	41 百万円
徴収不能引当金繰入額（増減額）	△ 0 百万円
純資産変動計算書の本年度差額	47 百万円